



昭和52年7月16日 制定

安全衛生方針

安全衛生の基本方針

会社は労働安全・労働衛生・環境保全・火災防止・交通安全に関して次の危害または危険防止対策を積極的に推進する。

- ①社員の職場における労働災害の防止並びに職場における安全と健康を確保し、快適な作業環境の形成促進に関する事項
- ②会社の事業活動又は社員の業務遂行上の過失によって、地域住民の健康及び生活環境に係る被害を与えるおそれのある大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭及び廃棄物の排出等公害防止に関する事項
- ③会社建物・設備の火災予防並びに社員の生命・身体及び会社財産の火災からの保護・火災等の災害による被害軽減に関する事項
- ④社員の業務上又は通勤時における交通事故の防止並びに安全運転に関する事項
- ⑤その他前各号の対策を推進するための危害又は危険防止基準の確立・並びに責任体制の明確化・自主的活動の促進・安全衛生教育・危害又は危険防止の措置・環境法規の遵守等、総合的・計画的な施策の実施に関する事項

株式会社タムラ製作所



第12次東京労働局労働災害防止計画推進中